

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	大臣官房統計部生産流通消費統計課
部署の業務内容	農林水産物の生産量、作付面積、家畜の飼養頭(羽)数等に関する統計調査の実施・公表

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	公表資料が分かりやすいものとなっているか点検し、より分かりやすいものとなるよう努めています。 また、収穫量を把握するための実測調査の方法を現場で説明するなどの対応を行っています。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	意見、要請等の対応についてはルール化されているものの、国民各層からの対応という点で不十分な面があるので、よりの確に対応できるようルールを改善します。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	統計調査の目的や調査結果の利活用について、公表資料やホームページで明記しています。 また、調査結果や調査方法について利用者に説明するとともに、追加すべき統計やニーズが低下した統計も含め意見交換を行っています。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項が	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	麦類の赤かび病等の発生に関する情報を得た場合は、リスク管理所管部署へ速やかに情報提供することとしています。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	適切なリスク管理所管部署に情報提供しているか確認し、必要な部署を追加しました。 統計業務が主業務であるため、正確な統計の作成に重点が置かれ、国民の健康を守ることへの意識が低かったので、国民の健康を最優先に考え食の安全性に係る情報を得た場合の対応の徹底を図ります。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	水稻の作付面積について、国の統計値と水田農業推進協議会が把握する面積との間にかい離がある。	/	かい離が大きかった市町村を中心に、関係者と共同で現地確認を行い、その結果を統計値及び協議会面積に反映するなど、かい離の解消に取り組んでいます。
	水稻の作付面積・収穫量調査の方法等がわかりにくい。	/	利用者に対し水稻が作付されている現場において、実測調査の方法等を説明しました。
	統計調査の協力依頼状に、調査結果の利活用についても記述すべき。	/	統計調査の協力依頼状に、調査結果の利活用の状況を追加しました。